

熊本博物館入場料等減免要綱（抄）

制定	平成19年	7月27日	市長決裁
改正	平成21年	7月1日	博物館長決裁
	平成22年	5月24日	博物館長決裁
	平成22年	9月30日	市長決裁
	平成22年10月	5日	博物館長決裁
	平成23年	2月9日	博物館長決裁
	平成23年	6月16日	博物館長決裁
	平成24年	3月29日	市長決裁
	平成24年	8月22日	博物館長決裁
	平成25年	3月1日	博物館長決裁
	平成25年	6月1日	博物館長決裁
	平成25年	8月7日	博物館長決裁
	平成25年10月	22日	博物館長決裁
	平成30年	3月29日	市長決裁
	平成31年	2月1日	博物館長決裁
	令和4年	2月9日	市長決裁
	令和4年11月	2日	博物館長決裁
	令和5年	3月31日	博物館長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本博物館条例（昭和28年条例第61号。以下「条例」という。）第3条第7項の規定に基づき、入場料等の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免対象者及び減免事由）

第2条 条例第3条第7項の規定に基づき入場料の減免の対象となる者は、別表第1の減免対象者の欄に掲げる者とし、その減免要件は同表減免要件の欄に掲げるとおりとする。

2 条例第3条第7項の規定に基づきプラネタリウム観覧料の減免の対象となる者は、別表第2の減免対象者の欄に掲げる者とし、その減免要件は同表減免要件の欄に掲げるとおりとする。

3 条例第3条第7項の規定に基づく特別展観覧料の減免に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

4 前3項に規定するもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき又は必要と認めるときは、入場料等を減免することができる。

（入場料等の免除）

第3条 市長は、別表第1及び別表第2に掲げる減免対象者が減免要件を満たした場合は、入場料及びプラネタリウム観覧料を免除するものとする。

（減免申請手続）

第4条 入場料等の減免を受けようとする者は、原則として、入場しようとする日の前日までに熊本博物館団体利用申込兼入場料等減免申請書（様式第1号）を市長に提出し、又は入場の際し別表第1及び別表第2に規定する障害者手帳、職員証等を博物館の職員に提示しなければならない。

（入場料等の減額）

第5条 別表第3に掲げる乗車券等（有効期限内のものに限る。）を提示した者にあつては、入場料の2割に相当する額を減額するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

熊本博物館入場料減免基準一覧表

		減 免 対 象 者	減 免 要 件
1	身体障がい者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳を提示した場合
2	知的障がい者	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による療育手帳の交付を受けている者	療育手帳を提示した場合
3	精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	精神障害者保健福祉手帳を提示した場合
4	原爆被爆者	原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき被爆者健康手帳の交付を受けている者	被爆者健康手帳を提示した場合
5	特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒	学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者	学校行事で入場する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
6	児童福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項の障害児通所支援を行う施設又は事業所に通所している者 同法第7条第2項の障害児入所支援を行う施設に入所している者 同法第44条の児童自立支援施設に入所又は通所している者 	施設又は事業所等の行事で入場する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
7	老人福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第1項の老人居宅生活支援事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 同法第5条の3の老人福祉施設に入所又は通所している者 	
8	介護保険法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項の居宅サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 	
9	障害者自立支援法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項の障害福祉サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 同法第11項の障害者支援施設に入所又は通所している者 同法第27項の地域活動支援センターに通所している者 同法第28項の福祉ホームに入所している者 	
10	介助者	同表1から9までに規定する減免対象者の介助者。ただし、上記1から9までの減免対象者1名につき原則1名とする。	

1 1	引率者	学校教育、社会教育等を目的として入場する関係団体の引率者	学校教育、社会教育等の行事で入場する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
1 2	高齢者	熊本市民で65歳以上の者	65歳以上で熊本市に住所があることの証明書を提示した場合
1 3		熊本市が発行した「おでかけ IC カード」の交付を受けている者	「おでかけ IC カード」を提示した場合
1 4		生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する救護施設に入所している者及び当該施設の職員	施設長の発行する証明書を提出した場合
1 5		・招待者及び出演者 ・熊本市又は熊本市教育委員会主催行事の招待者及び出演者等	熊本市又は熊本市教育委員会からの招待状等を提示した場合
1 6		行政視察、調査・研究等で来館する自治体職員等及び関係各課の申請による者	関係各課等から申請（副申書等）があった場合
1 7		添乗員、観光案内人、バス運転者、ガイド又はタクシー運転手等	観光客の案内で入場すると確認できる場合
1 8	行事等の下見者	修学旅行等、学校行事のための下見で入場する教職員（ただし、1団体5名を上限とする）	第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
1 9		熊本市又は熊本市教育委員会が主催する行事の取材又は本館の周知に寄与する撮影等と判断される報道機関の取材及び撮影者等	職員証等を提示した場合
2 0		熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設・熊本博物館共通入園券を購入した者	熊本城・桜の馬場観光交流施設歴史文化体験施設・熊本博物館共通入園券を提示した場合
2 1		熊本市への転入により、うえるかむパスポートの交付を受けている者（有効期限は、発行から1年間）	うえるかむパスポートを提示した場合
2 2		鹿児島市・福岡市・北九州市内の小中学生（学校教育法第1条に基づく小学校、中学校に在学する）及び65歳以上の者（鹿児島市、福岡市、北九州市、熊本市交流連携協定に基づくもの）	小中学生は名札又は生徒手帳の提示、65歳以上で鹿児島市、福岡市、北九州市に住所があることの証明書を提示した場合
2 3		熊本城復元整備募金の寄附により、熊本城主手形を交付された者（有効期間内に限る）	熊本城主手形を提示した場合
2 4		熊本市市民公益活動支援基金の寄附により、くまもと・わくわく基金会員証を交付された者（有効期限は、発行から1年間）	くまもと・わくわく基金会員証を提示した場合
2 5		日本博物館協会の会員	日本博物館協会の会員証を提示した場合

別表第2（第2条、第3条関係）

熊本博物館プラネタリウム観覧料減免基準一覧表

		減 免 対 象 者	減 免 要 件
1	乳幼児	3歳以下の乳幼児	単独で座席に座ることができないことを確認できる場合
2	特別支援学校又は特別支援学級の児童生徒	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校又は特別支援学級に在籍する者	学校行事で観覧する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
3	児童福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の障害児通所支援を行う施設又は事業所に通所している者 ・同法第7条第2項の障害児入所支援を行う施設に入所している者 ・同法第44条の児童自立支援施設に入所又は通所している者 	施設又は事業所等の行事で観覧する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合
4	老人福祉法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第1項の老人居宅生活支援事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 ・同法第5条の3の老人福祉施設に入所又は通所している者 	
5	介護保険法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項の居宅サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 ・同法第8条の2第1項の介護予防サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 	
6	障害者自立支援法に基づく施設の入所者等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項の障害福祉サービス事業を行う施設又は事業所に入所若しくは通所している者 ・同法第11項の障害者支援施設に入所又は通所している者 ・同法第27項の地域活動支援センターに通所している者 ・同法第28項の福祉ホームに入所している者 	
7	介助者	同表2から6までに規定する減免対象者の介助者。ただし、同表に規定する2から6までの減免対象者1名につき、原則1名とする。	
8	市内の幼稚園・保育園の園児	熊本市内の幼稚園、保育園等の園児	
9	引率者	学校教育、社会教育等を目的として観覧する関係団体の引率者	学校教育、社会教育等の行事で入場する場合であって、第4条に規定する申請書を入場しようとする日の前日までに提出した場合

10	行政視察、調査・研究等で来館する自治体職員等及び関係各課の申請による者	関係各課等から申請（副申書等）があった場合
11	熊本市又は熊本市教育委員会が主催する行事の取材又は本館の周知に寄与する撮影等と判断される報道機関の取材及び撮影者等	職員証等を提示した場合

別表第3（第5条関係）

熊本博物館減額基準一覧表

	名 称
1	SUNQ（サンキュー）パス
2	熊本城周遊バス一日乗車券
3	市電緑のじゅうたんサポーター
4	わくわく1dayパス
5	熊本市電1日乗車券